

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

さいたま鴻巣線	路線名
鴻巣市原馬室字鉄砲宿三七一三番五地 先から同市原馬室（元高尾）字半在家二 四二三番一地先まで	供用開始の区間
令和八年三月十日	供用開始の期日
令和四年十月二十八日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第六号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長二五・九〇メートル	備考